ご旅行期間:2015年2月14日(土)～2月16日(月)

広島空港発着

祝

日韓国交正常化50周年

日韓友好交流ツアー

3日間

南大門

MBCドラミア【写真提供:京畿観光公社】

明洞

DMZ平和列車【写真提供:韓国鉄道公社】

韓国料理イメージ

株式会社　全旅　　(一社)全国旅行業協会

韓国観光公社
KOREA TOURISM ORGANIZATION

KATA 韓国旅行業協会
Korea Association of Travel Agents

ASIANA AIRLINES

祝 日韓国交正常化50周年記念特別企画

日韓友好交流ツアー 3日間

ご旅行期間:2015年2月14日(土)~2月16日(月)

来年は日韓国交正常化50周年という記念すべき年に当ります。
日韓両国は、最も近く親しい隣国として永い友好交流の歴史を積み重ね、大きく発展して参りました。
特に、観光交流、文化芸術交流、姉妹都市交流など国民レベルの様々な交流行事を積み重ねることによって、相手国への関心と理解が深まり、地域の経済が活性化されるなど、平和産業である観光が両国関係の発展のために果たしてきた役割は極めて大きなものがあります。
今回の日韓国交正常化50周年記念特別企画「日韓友好交流ツアー」による交流行事が、今後の両国の観光交流拡大に向けた新しい出発点となることを祈念し、多くの皆様のご参加を心から願っております。

一般社団法人全国旅行業協会
会長　二階　俊博

アンニョンハシムニカ

2015年韓日両国国交正常化50周年を記念する年に、「日韓友好交流ツアー」が実施される運びとなり、会員皆様よりご訪韓賜りますことを心より御礼申し上げます。
悠久の歴史の中で韓国と日本は深いつながりを持ち、隣の国として活発な相互交流を持続して参りました。
この度のご訪韓が契機となり、韓国を身近な隣国に感じていただき、韓日両国の友好と相互交流が一層増進されることを願っております。
皆様のご訪韓を心より歓迎申し上げます。

韓国観光公社
社長　卞　秋錫

「韓国我国旅行博覧会」開催!!

韓国我国旅行博覧会とは

韓国の隅々までひと回りできる「韓国我国旅行博覧会」は毎年COEXで開催される韓国最大規模の旅行博覧会で、毎年10万を超える来場客が訪れる。韓国100以上の自治体を含む300以上の団体が参加して文化体験イベントや韓国の有名な観光地のほか、宿泊施設、交通情報など地方観光の魅力を紹介する。

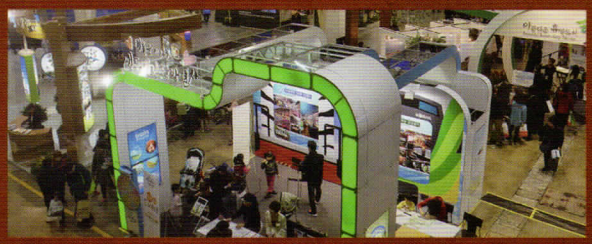

■旅行代金【お一人様】()内は一人部屋追加代金(2泊合計)　　単位(円)

Aコース:ソウルフリープラン						Bコース:韓流で楽しむソウルツアー						Cコース:DMZ平和列車で行くピースツアー					
スタンダード		スーペリア		デラックス		スタンダード		スーペリア		デラックス		スタンダード		スーペリア		デラックス	
他地区	明洞地区	他地区	明洞地区	他地区	明洞地区	他地区	明洞地区	他地区	明洞地区	他地区	明洞地区	他地区	明洞地区	他地区	明洞地区	他地区	明洞地区
48,800 (14,000)	53,800 (17,000)	53,800 (17,400)	56,800 (20,000)	61,800 (23,000)	67,800 (32,000)	55,800 (14,000)	61,800 (17,000)	61,800 (17,400)	64,800 (20,000)	66,800 (23,000)	78,800 (32,000)	57,800 (14,000)	63,800 (17,000)	63,800 (17,400)	65,800 (20,000)	68,800 (23,000)	80,800 (32,000)

Aコース：ソウルフリープラン

■旅行代金（大人お一人様/2名1室利用）

48,800円～67,800円

現地空港税（3,000円）、燃油サーチャージ（4,400円）、
付加費用合計（7,400円）は、含まれておりません。
旅行代金お支払いの際に、あわせてお支払いください。

日程	行　程	食　事
2/14	広島空港（09:40）発－（OZ161便）→ソウル（仁川/11:20）着 仁川空港＝**「韓国我国旅行博覧会」見学**＝運だめしカジノ体験＝ホテル 夕食：フリー**【OP：日韓友好交流の夕べ（別途8,000円）】**	朝：× 昼：× 夕：×（懇親会OP参加）
2/15	終日：自由行動	朝：ホテル 昼：× 夕：×
2/16	午前：フリー＝韓国食料品店経由にて空港へ ソウル（仁川/18:40）発－（OZ162便）→広島空港（20:00）着	朝：× 昼：× 夕：×

※現地バスは、他の空港発着コースと混載となる場合がございます。フライトスケジュールにより、観光地の見学が前後する場合がございます。

韓国大好きなリピーターの方には明洞街・南大門市場などエネルギッシューなソウルライフを自由気ままに楽しめる。勿論韓国初めての方でも日本語ガイドがしっかりお世話しますのでご安心して参加できます。

Bコース：韓流で楽しむソウルツアー

■旅行代金（大人お一人様/2名1室利用）

55,800円～78,800円

現地空港税（3,000円）、燃油サーチャージ（4,400円）、
付加費用合計（7,400円）は、含まれておりません。
旅行代金お支払いの際に、あわせてお支払いください。

日程	行　程	食　事
2/14	広島空港（09:40）発－（OZ161便）→ソウル（仁川/11:20）着 仁川空港＝**「韓国我国旅行博覧会」見学**＝ホテル 夕食：フリー**【OP：日韓友好交流の夕べ（別途8,000円）】**	朝：× 昼：× 夕：×（懇親会OP参加）
2/15	午前：ホテル＝龍仁MBCドラミアにて韓国名ドラマの撮影現場を訪ねる。 午後：運だめしカジノ体験＝明洞街・南大門市場・免税店買い物	朝：ホテル 昼：石焼ビビンパ＋チヂミ 夕：カルビ2人前
2/16	午前：フリー＝韓国食料品店経由にて空港へ ソウル（仁川/18:40）発－（OZ162便）→広島空港（20:00）着	朝：× 昼：× 夕：×

※現地バスは、他の空港発着コースと混載となる場合がございます。フライトスケジュールにより、観光地の見学が前後する場合がございます。

およそ60,000㎡にもおよぶ韓国一とも言える韓流ドラマロケ地「龍仁MBCドラミア」。人気の大河ドラマ「チュモン」「太王四神記」「善徳女王」「イサン」…と、韓流ドラマのファンなら誰でもご存知の人気作が撮影された現場。
現在も撮影ロケ地として使われているので運が良ければ韓流スターにお会い出来るかも。

Cコース：DMZ平和列車で行くピースツアー

■旅行代金（大人お一人様/2名1室利用）

57,800円～80,800円

現地空港税（3,000円）、燃油サーチャージ（4,400円）、
付加費用合計（7,400円）は、含まれておりません。
旅行代金お支払いの際に、あわせてお支払いください。

日程	行　程	食　事
2/14	広島空港（09:40）発－（OZ161便）→ソウル（仁川/11:20）着 仁川空港＝**「韓国我国旅行博覧会」見学**＝ホテル 夕食：フリー**【OP：日韓友好交流の夕べ（別途8,000円）】**	朝：× 昼：× 夕：×（懇親会OP参加）
2/15	午前：ホテル＝＝ソウル駅からＤＭＺ平和列車で非武装地帯の見学 午後：運だめしカジノ体験＝＝明洞街・南大門市場・免税店買い物	朝：列車内でお弁当 昼：石焼ビビンパ＋チヂミ 夕：カルビ2人前
2/16	午前：フリー＝韓国食料品店経由にて空港へ ソウル（仁川/18:40）発－（OZ162便）→広島空港（20:00）着	朝：× 昼：× 夕：×

※現地バスは、他の空港発着コースと混載となる場合がございます。フライトスケジュールにより、観光地の見学が前後する場合がございます。
※本コースについては、DMZ平和列車の座席が、満席になり次第、〆切とさせて頂きます。※DMZ平和列車のご乗車は、午後になる場合がございますので予めご了承ください。（その場合、朝食は市内レストランとなります）

世界にただ一つの南北分断国家。まだまだ戦争の傷口が生々しく残っている停戦地の民間人統制区域（DMZ）へ今年春から運行されている「平和列車DMZトレイン」特別列車に乗って分断の状況が体験できるツアー。北朝鮮が見渡せる都羅展望台と、北朝鮮が韓国侵攻用に秘密裏に掘った第3トンネル見学も貴重な体験になるでしょう。
DMZエリアからは軍の指示に従い写真撮影は許可された場所だけ。パスポート持参でご参加下さい。

※上記各コースの行程は、政府等関係機関の都合により予告なく変更となる場合がありますのでご了承下さい。
●2/14開催の「日韓友好交流の夕べ」（懇親パーティ）参加費は別途必要（8,000円）●2/13発は10,000円増し　●4日間の旅行代金はお問い合わせください。
◎旅行代金に含まれるもの　往復の国際航空運賃（エコノミークラス包括旅行運賃）、宿泊代（2名1室）、専用車代、日程表記載の食事代、日本語ガイド代、入園拝観料
◎旅行代金に含まれないもの　韓国空港税、燃油サーチャージ、日韓観光交流年記念パーティー参加費、個人的諸費用、各空港までの交通費

最少催行人員/25名

※左記旅行代金に現地空港税（3,000円）、燃油サーチャージ（4,400円）は旅行代金お支払いの際に、あわせてお支払いください。
■利用航空会社/アシアナ航空　■食事/各行程内に表記　■添乗員/同行します　※各種諸税は10/3現在の金額のため、変動の可能性があります。

宿泊予定ホテル	明洞地区	その他地区
スタンダード	スカイパーク明洞Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ、アイリンシティ、シンシン、ニュー国際、ベストウェスタンニューソウル、レックス、プリンス、サボイ	梨泰院クラウン、漢江、セントラル、ヨイド、ハミルトン、仁寺洞クラウン、東ソウル、三井、永東、ホテルKP、セントロ、イビスアンバサダーソウル仁寺洞
スーペリア	ベストウェスタンプレミア国都、センターマーク、T－MARK、コリアナ、ロイヤル、ナインツリー、プレジデント、世宗ホテル、ラマダホテル＆スイートホテルソウル南大門、スカイパークセントラル、ホテルPJ	ベストウェスタンプレミアガーデン、ラマダソウル、ステンフォード、ゴルデンソウル、ホリディイン城北、パレス、キャピタル、レキシントン、リベラソウル、ラマダソウル東大門、ラマダソウル鍾路、スカイパーク東大門
デラックス	ソウルプラザ、ウェスティン朝鮮、ミレニアムヒルトン、ロッテホテル	COEXインタコンチネンタル、ロッテホテルワールド、ルネッサンス、グランドアンバサダー、シェラトンウォーカーヒル、インペリアルペリス、ノボテル江南、サマーセットパレス

※ホテル指定はできません

ご旅行条件書

1.本旅行条件書の意義
本旅行条件書は、旅行業法第12条の4に定める取引条件説明書面及び同法第12条の5に定める契約書面の一部となります。

2.募集型企画旅行契約
(1)この旅行は、株式会社全旅(東京都中央区銀座1丁目15番4号銀座一丁目ビル6階 国土交通大臣登録旅行業第1585号 以下「当社」といいます。)が企画・実施する旅行であり、この旅行に参加されるお客様は当社と募集型企画旅行契約(以下「旅行契約」といいます。)を締結することになります。
(2)当社はお客様が当社の定める旅行日程に従って運送・宿泊機関等の提供する運送、宿泊その他の旅行に関するサービス(以下「旅行サービス」といいます。)の提供を受けることができるように、手配し、旅程管理することを引き受けます。
(3)旅行契約の内容・条件は、パンフレット、本旅行条件書、出発前にお渡しする最終旅行日程表と称する確定書面(以下「最終日程表」といいます。)及び、当該旅行約款募集型企画旅行契約の部(以下「当社約款」といいます。)によります。

3.旅行のお申込みと契約の成立時期
(1)当社又は当社の受託営業所(以下「当社ら」といいます。)にて当社所定の旅行申込書に所定の事項を記入のうえ、パンフレットに記載した申込金を添えてお申込みいただきます。申込金は旅行代金をお支払いいただくときに、その一部として繰り入れます。また、旅行契約は、当社らが契約の締結を承諾し申込金を受領したときに成立するものとさせていただきます。
(2)当社らは電話、郵便及びファクシミリその他の通信手段による旅行契約の予約申込みを受付けることがあります。この場合、予約の時点では契約は成立しておらず、当社らが予約の承諾の旨を通知した日の翌日から起算して3日以内に申込書の提出と申込金の支払いがなされない場合、当社らはお申込みはなかったものとして取り扱います。
(3)旅行契約は、電話による申込みの場合、本項(2)により申込金を当社らが受領したときに、また、郵便又はファクシミリでお申込みの場合は、申込金のお支払い後、当社らがお客様との旅行契約を承諾する通知を出したときに、成立します。また、電話、郵便、ファクシミリその他の通信手段でお申込みの場合であっても、通信契約によって契約を成立させるときは、第24項(3)の定めにより契約が成立します。
(4)当社らは、団体・グループを構成する旅行者の代表としての契約責任者から、旅行申込みがあった場合、契約の締結及び解除等に関する一切の代理権を有しているものとみなします。
(5)契約責任者は、当社らが定める日までに、構成者のお名簿を当社らに提出しなければなりません。
(6)当社らは、契約責任者が構成者に対して現に負い又は将来負うことが予測される債務又は義務については、何らの責任を負うものではありません。
(7)当社らは、契約責任者が団体・グループに同行しない場合、旅行開始後においては、あらかじめ契約責任者が選任した構成者を契約責任者とみなします。
(8)お申込みの段階で、満席、満室その他の事由で旅行契約の締結が"直ちにできない場合は、当社らは、お客様の承諾を得て、お客様に期限を確認したうえで、お待ちいただくことができます。(以下「ウェイティング」といいます。)この場合、お客様をウェイティングしないということも、手配数を少なくすることもできます。この場合でも当社らは申込金を申し受けます。(ウェイティング登録の解除のお申し出があった場合)又は「お待ち頂ける期限までに結果として予約できなかった場合」は、当社らは当該申込金を全額払い戻します。
(9)本項(8)の場合で、ウェイティングコースの契約は、当社らが、予約可能となった旨の通知を行ったときに成立するものとします。

4.お申込み条件
(1)20才未満の方は親権者の同意が必要です。15才未満の方は保護者の同行を条件とさせていただきます。75才以上の方は、所定の「健康アンケート」の提出をお願いします。旅行の安全かつ円滑な実施のためにコースにより、ご参加をお断りさせていただく、同伴者の同行などを条件とさせていただく場合があります。また、ご参加の場合に、コースの一部について内容を変更させていただく場合があります。
(2)特定のお客様層を対象とした旅行であるいは特定の旅行目的を有する旅行については、年令、資格、技能その他の条件が当社が指定する条件に合致しない場合は、ご参加をお断りする場合があります。
(3)慢性疾患をお持ちの方、現在健康を損なっていらっしゃる方、妊娠中の方、身体に障害をお持ちの方などで特別の配慮を必要とする方は、その旨を旅行のお申込み時にお申し出下さい。当社らは可能かつ合理的な範囲でこれに応じます。この場合、お客様からのお申し出に基づき、当社がお客様のために講じた特別な措置に要する費用はお客様の負担とさせていただきます。なお、この場合、医師の診断書を提出していただく場合があります。また、現地事情や関係機関等の状況などにより、旅行の安全かつ円滑な実施のために、介助者/同伴者などを条件とさせていただか、コースの一部について内容を変更させていただく、又はご負担の少ない他の旅行をお勧めするか、あるいはご参加をお断りさせていただく場合があります。
(4)当社は、本項(1)(2)(3)の場合に当社より、お客様にご連絡が必要な場合は、(1)(2)はお申込みの日から、(3)はお申し出の日から、原則として1週間以内にご連絡いたします。
(5)お客様が"ご旅行中に疾病、傷害その他の事由により、医師の診断又は加療を必要とする状態になった当社が判断する場合は、旅行の円滑な実施をはかるため必要な措置をとらせていただきます。これにかかる一切の費用はお客様のご負担になります。
(6)お客様のご都合による旅行開始日の変更はできません。ただし、コースにより別途条件でお受けする場合があります。
(7)お客様が他のお客様に迷惑を及ぼし、又は団体行動の円滑な実施を妨げるおそれがあると当社が判断する場合は、ご参加をお断りする場合があります。
(8)その他当社の業務上の都合があるときには、お申込みをお断りする場合があります。

5.契約書面と最終旅行日程表のお渡し
(1)当社らは、旅行契約成立後速やかにお客様に、旅行日程、旅行サービスの内容その他の旅行条件及び当社の責任に関する事項を記載した契約書面をお渡しします。契約書面はパンフレット、本旅行条件書等により構成されます。
(2)本項(1)の契約書面を補完する書面として、当社はお客様に、集合時刻・場所、利用運送機関、宿泊機関等に関する確定情報を記載した最終旅行日程表を遅くとも旅行開始日の前日までにお渡しします。ただし、お申込みが旅行開始日の前日から起算してさかのぼって7日前以降の場合、旅行開始当日にお渡しすることがあります。

6.旅行代金のお支払い
旅行代金は、旅行開始日の前日から起算してさかのぼって21日目にあたる日より前にお支払いいただきます。旅行開始日の前日から起算してさかのぼって21日目にあたる日以降にお申込みの場合は、旅行開始当日前の当社らが指定する期日までにお支払いいただきます。また、第14項に規定する取消料・違約料、第10項に規定されている追加料金及び第13項記載の交換手数料をお支払いいただくことがあります。

7.旅行代金について
「旅行代金」は、第3項の「申込金」第15項の1の2の「取消料」、第15項(1)の2の2「違約料」及び第23項の「変更補償金」の額の算出の際の基準となります。募集企画又はパンフレットにおける「旅行代金」の計算方法は、「旅行代金とともに表示した金額」プラス「追加代金として表示した金額」マイナス「割引代金として表示した金額」となります。

8.旅行代金に含まれるもの
(1)旅行日程に明示した運送機関の運賃・料金(この運賃・料金には運送機関の課す付加運賃・料金(原価の水準の異常な変動に対応するため、一定の期間及び一定の条件に限りあらかじめ旅行者にご連絡させられるものに限ります。)を含みません。)、等級の選択ができるコースと特定の等級を利用するコースとがあり、パンフレットに明示します。)
(2)旅行日程に含まれる送迎バス等の料金(空港・駅・埠頭と宿泊場所/旅行日程に「お客様負担」と表記してある場合を除きます。)
(3)旅行日程に明示した観光の料金(バス料金・ガイド料金・入場料)
(4)旅行日程に明示した宿泊の料金及び税・サービス料金(パンフレット等に特に別途記載がない限り2人部屋に2人づつ宿泊を基準とします。)
(5)旅行日程に明示した食事の料金及び税・サービス料金
(7)航空機による手荷物の運搬料金
お一人様一つずつ無料の手荷物運搬料金(航空機で運搬の場合はお一人様20kg以内が原則となっておりますが、ご利用each-way方面によって異なりますので詳しくは係員にお尋ねください。)
(7)現地での手荷物の運搬料金(一部含まれないコースがあります。)一部の空港・駅・港・ホテルではポーターがいない場合があります。お客様ご自身にて運搬していただく場合があります。
(8)添乗員同行コースの同行費用
上記費用は、お客様のご都合により、一部利用されなくても原則払戻しはいたしません。

9.旅行代金に含まれないもの
前項(1)から(8)のほかは旅行代金に含まれません。その一部を以下に例示します。
(1)超過手荷物料金(特定の重量・容量・個数を超える分について)。
(2)クリーニング代、電報電話料、ホテル・メイド等に対する心付けその他の追加飲食等個人的性質の諸費用及びそれに伴う税・サービス料。
(3)運転手続関係諸費用(旅券印紙代・査証料・予防接種料金・渡航手続代行料金)
(4)ご希望者のみ参加されるオプショナル・ツアー(別途料金の小旅行)の料金。
(5)運送機関が課す付加運賃・料金(例:燃料サーチャージ)。
(6)日本国内の空港税及び旅客税
(7)日本国内における自宅から発着空港等集合・解散地点までの交通費・及び旅行開始日の前日、旅行終了日当日等の宿泊費。
(8)旅行日程中の航空税等(日本国内通行税含む)(ただし、空港税等を含んでいることを当社がパンフレットで明示したコースを除きます。)

10.追加代金と割引代金
(1)第7項でいう「追加代金」は、以下の代金をいいます。(あらかじめ「旅行代金」の中に含めて表示した場合を除きます。)
1.お一人部屋を使用される場合に追加される「追加代金」
2.パンフレット等で当社が「グレードアッププラン」と称するホテル又は部屋タイプのグレードアップのための追加代金。
3.「食事なしプラン」等を基本とする「食事つきプラン」等の差額代金。
4.パンフレット等で当社が「延泊プラン」と称するホテルの宿泊延長のための追加代金
5.パンフレット等で当社が「C・Fクラス追加代金」と称する航空座席のクラス変更に要する運賃差額
6.国内線特別代金プラン
7.その他パンフレット等で「×××追加代金」と称するもの(ストレートチェックイン追加代金、航空会社指定ご希望をお受ける旨パンフレット等に記載した場合の追加代金等)。
(2)第7項でいう「割引代金」は、以下の代金をいいます。(あらかじめ、割引後の旅行代金を設定した場合を除きます。)
1.パンフレット等で当社が「トリプル割引等と称し、1つの部屋に3人以上が宿泊することを条件に設定した一人当りの割引代金。
2.その他パンフレット等で「○○○割引代金」と称するもの。

11.渡航手続、旅券・査証について
(1)ご旅行に要する旅券・査証・予防接種証明書等の渡航手続は、お客様ご自身で行っていただきます。ただし、当社らは、所定の料金を申し受け、別途契約として渡航手続の一部代行を行います。この場合、当社らはお客様ご自身に起因する事由により旅券・査証等の取得ができなくともその責任を負いません。
(2)渡航先の国又は地域によって旅券に有効残存期間を必要とする場合や査証を必要とする場合がありますパンフレットは別途お渡しする書面記載内容をご確認下さい。

12.旅行契約内容の変更
当社は旅行契約締結後であっても、天災地変、戦乱、暴動、運送・宿泊機関等の旅行サービス提供の中止、官公署の命令、当初の旅行計画によらない運送サービスの提供その他当社の関与し得ない事由が生じた場合において、旅行の安全かつ円滑な実施のためやむを得ないときは、お客様にあらかじめ通知のうえ旅行内容の変更又はサービスの内容の変更を行うことがあります。

13.旅行代金の額の変更
当社は旅行契約締結後には、次の場合を除き旅行代金及び追加代金、割引代金の額の変更は一切いたしません。
(1)利用する運送機関の運賃・料金(サービス提供者が定める複数の額を上限に幅をもって設定されたときは、その改訂幅額だけ旅行代金を変更いたしますただし、旅行代金を増額変更するときは、旅行開始日の前日から起算してさかのぼって15日目にあたる日より前にお客様に通知いたします。
(2)当社は本項(1)に定める適用運賃・料金の大幅な減額がなされるときは、本項(1)の定めるところにより、その減少額だけ旅行代金を減額します。
(3)旅行内容の変更または旅行代金に関する費用が減少したときは、当社はその変更差額だけ旅行代金を減額します。
(4)第12項により旅行内容が変更され、旅行実施に要する費用(当該契約内容の変更のためにその提供を受けなかった旅行サービスに対して取消料、違約料その他既に支払い又はこれから支払わなければならない費用を含みます。)が増加したときは、サービスの提供が行われていないにもかかわらず運送・宿泊機関等の座席・部屋その他諸設備の不足等やむをえないことによる変更の場合を除き当社はその差額だけ旅行代金を変更します。
(5)当社は、運送・宿泊機関等の利用人員により旅行代金が異なる旨をパンフレット等に記載した場合、旅行契約の成立後に当社の責に帰すべき事由によりが当該利用人員が変更になったときは、契約書面に記載した範囲内で旅行代金を変更します。

14.お客様の交代
お客様は、当社の承諾を得て、契約上の地位を第の方に譲り渡すことができます。ただし、この場合、お客様は所定の事項を記入の上、当社に提出していただきます。この際、交替に要する手数料として所定の金額をいただきます。(既に航空券を発行している場合、別途実費発券に関わる費用を請求することがあります。)また契約上の地位の譲渡は、当社が承認したときに効力を生じ、以後旅行契約上の地位を譲り受けた方が、この旅行契約に関する一切の権利及び義務を継承することとなります。なお、当社は、利用運送機関・宿泊機関等が旅行者の交替に応じない等の理由により、交替をお断りする場合があります。

15.旅行契約の解除・払い戻し
(1)旅行開始前
1.お客様の解除権
1.お客様はパンフレットに記載した取消料をお支払いいただくことにより、いつでも旅行契約を解除することができます。ただし、契約解除のお申し出は、お申込み店の営業時間内にお受けします。
2.お客様は次の項目に該当する場合は、取消料なしで旅行契約を解除することができます。
a.旅行者の内容が変更されたときただし、その変更が第23項の表を用いて掲げるものその他の重要なものである場合に限ります。
b.第13項(1)に基づき、旅行代金が増額改訂されたとき。
c.天災地変、戦乱、暴動、運送、宿泊機関等の旅行サービス提供の中止、官公署の命令その他の事由が生じた場合において、旅行の安全かつ円滑な実施が不可能となり又は不可能となるおそれが極めて大きいとき。
d.当社が第6項に対し、第5項の定めにより旅行日程表を同意に際して各日までに通知しなかったとき。
e.当社の責に帰すべき事由により、パンフレットに記載した旅行日程に従った旅行実施が不可能となったとき。
3.当社は本項(1)の1のアにより旅行契約が解除されたとき、既に収受している旅行代金(あるいは申込金)から所定の取消料を差し引き払い戻しをいたします。取消料が明示されていないときは、その差額を申し受けます。本項(1)の1のイにより旅行契約が解除されたとき、既に収受している旅行代金(あるいは申込金)全額を払い戻しいたします。
4.日程に含まれる地域について、外務省から「渡航の最非を検討してください」以上の危険情報が発出された場合は、当該旅行により旅行実施を取り止めます。十分な安全措置を講じることが可能な場合には旅行を実施いたします。その場合(当社が旅行を実施する場合)、お客様が旅行をお取消しになられるときは、所定の取消料が必要となります。
5.お客様のご都合による発日の変更、運送・宿泊機関等の行程中の一部の変更については、ご旅行全体のお取消しとなり、所定の取消料を収受します。

2.当社の解除権
1.お客様が第6項に規定する期日までに旅行代金を支払われないときは、当社は旅行契約を解除することがあります。ただこの場合(1)の1の2に規定する取消料と同額の違約料をお支払いいただきます。
2.次の項目に該当する場合は、当社は旅行契約を解除することがあります。
a.お客様が当社のあらかじめ明示した性別・年令・資格・技能その他旅行参加条件を満たしていないことが明らかになったとき。
b.お客様が病気、必要な介助者の不在その他の事由により、当該旅行に耐えられないと認められたとき。
c.お客様が団体行動の規律を乱す行為をなし、又は団体行動の円滑な実施を妨げるおそれがあると認められるとき。
d.お客様が契約内容に関し合理的な範囲を超える負担を求めたとき。
e.お客様の人数がパンフレットに記載した最少催行人員に満たないとき。この場合は4/27～5/6、7/20～8/31、12/20～1/7に旅行開始するときは、当該旅行の前日から起算してさかのぼって33日目にあたる日より前に、また、同期間以外に旅行を開始するときは、旅行開始日の前日から起算してさかのぼって23日目にあたる日より前に旅行中止の通知をいたします。
f.スキーを目的とする旅行における降雪量の不足のように、当社があらかじめ明示した旅行実施条件が成就しないとき、あるいはそのおそれが極めて大きいとき。
g.天災地変、戦乱、暴動、運送・宿泊機関等の旅行サービス提供の中止、官公署の命令その他の当社の関与し得ない事由が生じた場合において、パンフレットに記載した旅行日程に従った旅行の安全かつ円滑な実施が不可能となり又は不可能となるおそれが極めて大きいとき。
h.上記g.の場合において、日程に含まれる地域について、外務省から「渡航の最非を検討してください」以上の危険情報が出されたとき。(但し、十分に安全措置を講じることが可能な場合には旅行を実施いたします。その場合の取消料については、本項(1)の1のエに掲げます。)
3.当社は本項(1)の2のアにより旅行契約を解除したときは、既に収受している旅行代金(あるいは申込金)から違約料を差し引いて払い戻しをいたします。ただし、既に旅行サービスの提供が開始されているときは、当該旅行サービスに関する部分を除いて払い戻しいたします。

(2)旅行開始後の解除
1.お客様の解除・払い戻し
1.お客様のご都合により途中で離団された場合は、お客様の権利放棄とみなし、一切の払い戻しをいたしません。
2.旅行開始後であっても、お客様の責に帰さない事由により旅行サービスの提供を受けられない場合には、お客様は、取消料を支払うことなく当該不可能になった旅行サービス提供に係る部分の契約を解除することができます。
3.本項(2)の1の4で掲げる場合において、当社は、旅行代金のうち旅行サービスの当該提供することができなくなった部分に係る契約書面を旅行者に払い戻します。ただし、当該事由が当社の責に帰すべき事由によらない場合においては、当該金額から、当該旅行サービスに対して取消料、違約料その他の既に支払い又はこれから支払わなければならない費用に係る金額を差し引いたものをお客様に払い戻します。

2.当社の解除・払い戻し
1.当社は次に掲げる場合において、お客様にあらかじめ理由を説明して旅行契約の一部を解除することがあります。
a.お客様が病気、必要な介助者の不在その他の事由により、旅行の継続に耐えられないと認められるとき。
b.お客様が旅行を安全かつ円滑に実施するための添乗員業務その他の者による旅行の指示への違反、ただしその者又は同行者の旅行者に対する暴行又は脅迫等により団体行動の規律を乱し、当該旅行の安全かつ円滑な実施を妨げるとき。
c.天災地変、戦乱、暴動、運送・宿泊機関等の旅行サービス提供の中止、官公署の命令その他の当社の関与し得ない事由が生じた場合において、旅行の継続が不可能となったとき。
d.上記c.の一例として、日程に含まれる地域について、外務省から「渡航の最非を検討してください」以上の危険情報が発出された場合(但し、十分に安全措置を講じることが可能な場合には旅行を実施いたします。)
2.解除の効果及び払い戻し
本項(2)の2のアに記載した事由で当社が旅行契約を解除したときは、契約を解除したために、その提供を受けられなかった旅行サービスの提供者に対して、取消料・違約料その他の名目で既に支払い、又は支払わなければならない費用があるときは、これをお客様の負担とします。この場合、当社は旅行サービスの提供を受けずに当該旅行サービス提供者に支払い又はこれから支払うべき取消料・違約料その他の名目による費用を差し引いて払い戻しいたします。
3.本項(2)の2のアのa.により当社が旅行契約を解除したときは、お客様のお求めに応じてお客様のご負担で出発地に戻るための必要な手配をいたします。
4.当社が本項(2)の1の規定に基づいて旅行契約を解除したときは、当社とお客様との間の契約関係は、将来に向かってのみ消滅するものとし、お客様が既に提供を受けた旅行サービスに関する当社の債務については、有効な弁済がなされたものとします。

16.旅行代金の払い戻し時期
(1)当社は、[第13項の(2)(3)(5)の規定により旅行代金を減額した場合]又は[第15項の規定によりお客様もしくは当社が旅行契約を解除した場合]で、お客様に対し払い戻すべき金額が生じたときは、旅行開始前の解除による払い戻しにあっては解除の翌日から起算して7日以内に、旅行代金の減額又は旅行開始後の解除による払い戻しにあっては旅行終了日の翌日から起算して30日以内に、お客様に対し当該金額を払い戻しいたします。
(2)本項(1)の規定は、第19項(当社の責任)又は第21項(お客様の責任)で規定するところにより、お客様又は当社が損害賠償請求権を行使することを妨げるものではありません。

17.当社の権利
お客様は、旅行開始後から旅行終了までの間、募集型企画旅行参加者として行動していただくことは自由行動時間中を除き、旅行を安全かつ円滑に実施するための当社の指示に従っていただきます。

18.添乗員
(1)添乗員の同行の有無はパンフレット中に明示いたします。
(2)添乗員の同行する旅行において添乗員が、添乗員が同行しない旅行において当社の責に帰すべき事由により旅行サービスの提供ができなかったときは、当該旅行サービスの提供を受けられなかった者に対して、当該旅行サービスの提供を受けられなかったことを証明する書面を交付します。
(3)添乗員が同行しない旅行において、現地における当社の連絡先を最終日程表に明示いたします。
(4)添乗員の業務は原則として8時から20時までとします。

19.当社の責任
(1)当社は募集型企画旅行契約の履行にあたって、当社又は当社が"手配を代行させた者の故意又は過失により、お客様に損害を与えたときは、お客様が被られた損害を賠償いたします。ただし、損害発生の翌日から起算して2年以内に当社に対して通知があった場合に限ります。
(2)お客様がご自己に所示するような事由により損害を被られた場合におきましては、当社は原則として本項(1)の責任を負いません。
1.天災地変、戦乱、暴動又はこれらのために生じる旅行日程の変更もしくは旅行の中止
2.運送・宿泊機関等の事故、火災により発生する損害
3.運送・宿泊機関等のサービスまたは提供の確保又はこれらのために生じる旅行日程の変更もしくは旅行の中止
4.官公署の命令、及び公共の出入国規制、伝染病による隔離又はこれらによって生じる旅行日程の変更、旅行の中止
5.自由行動中の事故
6.食中毒
7.盗難
8.運送機関の遅延・不適・スケジュール変更・経路変更など又はこれらによって生じる旅行日程の変更、目的地滞在時間の短縮
(3)手荷物について生じた本項(1)の損害につきましては、本項(1)のお客様からの損害通知期間規定にかかわらず損害発生の翌日から起算して21日以内に当社に対して申し出があった場合に限り、賠償いたしましただし、損害額の如何にかかわらず当社が行う賠償額はお1人あたり最高15万円まで(当社に故意又は重大な過失がある場合を除きます。)といたします。

20.特別補償
(1)当社は前項(1)の当社の責任が生じるか否かを問わず、当社約款特別補償規程により、お客様が[募集型企画旅行参加中に偶然かつ急激な外来の事故により、その生命、身体に被られた一定の損害につきましては死亡補償金(2500万円)・後遺傷害補償金(2500万円を上限)・入院見舞金(4万円・40万円)及び通院見舞金(2万円・10万円)を、また手荷物に対する損害については携帯品損害(手荷物1個又は1対あたり10万円を上限、募集型企画旅行参加1名あたり15万円を上限とします。)を支払います。
(2)本項(1)にかかわらず、当社の手配による募集型企画旅行に含まれる旅行サービスの提供が一切行われない日については、その旅行パンフレットに明示した場合に限り、当該募集型企画旅行参加中とはいたしません。
(3)お客様が募集型企画旅行参加中に被られた損害が、お客様の故意、酒酔い運転、疾病等のほか募集型企画旅行にあまれない場合で、自由行動中のスカイダイビング、バンジージャンプ搭乗、超軽量動力機(モーターハンググライダー、マイクロライト機、ウルトラライト機等)搭乗、シャイロプレーン搭乗その他これらに類する危険な運動中の事故によるものであるときは、本項(1)の補償金及び見舞金を支払いません。ただし、当該運動が募集型企画旅行日程に含まれているときは、この限りではありません。
(4)当社は、現金、有価証券、クレジットカード、クーポン券、航空券、パスポート、免許証、査証、預金証書、貯金証書(通帳及び預金又は通用データを含みます。)、各種データ、その他これらに準ずるもの、コンタクトレンズ等の当社約款に定められている補償対象除外品については、損害補償金を支払いません。
(5)当社が本項(1)に基づく補償金支払い義務と前項により損害賠償義務を重ねて負う場合には、一方の義務が履行されたときは、その金額の限度において補償金支払義務・損害賠償義務と、履行されたものとします。

21.お客様の責任
(1)お客様の故意、過失、法令、公序良俗に反する行為、もしくはお客様が当社約款の規定を守らないことにより当社が損害を受けた場合は、当社はお客様から損害の賠償を申し受けます。
(2)お客様は、募集型企画旅行契約を締結するに際しては、当社から提供された情報を活用し、お客様の権利義務その他募集型企画旅行契約の内容について理解するよう努めなければなりません。
(3)お客様は、旅行開始後において、契約書面に記載された旅行サービスを円滑に受領するため、万が一契約書面と異なる旨旅行サービスが提供されたと認識したときは、旅行地において速やかにその旨を添乗員、報監員、現地ガイド、当該旅行サービス提供機関又はお申込店に申し出なければなりません。
(4)当社は、旅行中のお客様が、疾病、傷害等により保護を要する状態にあると認めたときは、必要な措置を講ずることがあります。この場合において、これが当社の責に帰すべき事由によるものでないときは、当該措置に要した費用はお客様の負担とし、お客様は当該費用を当社が指定する期日までに当社の指定する方法で支払わなければなりません。

22.オプショナルツアー及び情報提供
(1)当社の募集型企画旅行参加中のお客様を対象として、別途の参加料金を収受して当社が企画・実施する募集型企画旅行(以下「当社オプショナルツアー」といいます。)の第20項(特別補償)の適用については、当社は、また各募集型企画旅行契約の内容の一部として取扱います。当社オプショナルツアーは、パンフレット等で「企画者:当社」と明示します。
(2)オプショナルツアーの運行事業者が当社以外である旨をパンフレットで明示した場合には、当社は当該オプショナルツアー参加中にお客様に発生した第20項(特別補償)で規定する損害に対しては、同項の規定に基づき補償金又は見舞金を支払います(但し、当該オプショナルツアーのご利用日が"また各募集型企画旅行の「無手配日」であり、かつ、その旨パンフレットは確定書面にて記載した場合を除きます。)。それ以外の責任を負いません。

23.旅程保証
(1)当社は、次表左欄に掲げる契約内容の重要な変更が生じた場合(ただし次の1・2・3で規定する変更を除きます。)は、第7項で定める「旅行代金」に次表右欄に記載する率を乗じて得た額の変更補償金を旅行終了日の翌日から起算して30日以内に支払います。ただし、当該変更について第19項(1)の規定により責めく責任が発生することが明らかな場合には、変更補償金としてではなく、損害賠償の全部又は一部として支払います。
1.次に掲げる事由による変更の場合は、当社は支払いません。(ただし、サービスの提供が行われているにもかかわらず運送・宿泊機関等の座席・部屋その他諸設備の不足が発生したことによる変更の場合は変更補償金を支払います。)
1.旅行日程に支障をもたらす悪天候、天災地変
2.戦乱
3.暴動
4.官公署の命令
5.欠航、不通、休業等運送・宿泊機関等の旅行サービス提供の中止
6.運延、運送スケジュールの変更等当初の運行計画によらない運送サービスの提供
7.旅行参加者の生命又は身体の安全確保のための変更な措置
2.第15項の規定に基づき旅行契約が解除されたとき旅行開始後において、旅行代金に次表右欄に掲げる率を乗じて得た額の変更補償金を支払います。
3.パンフレットに記載した旅行サービスの提供を受ける順序が変更になった場合でも、旅行中に当該旅行サービスの提供を受けることができた場合においては、当社は変更補償金を支払いません。
(2)本項(1)の規定にかかわらず、当社がひとつの旅行契約に基づき次ぎに支払う変更補償金の額は、第7項で定める「旅行代金」に15%を乗じて得た額を上限とします。また、ひとつの旅行契約に基づき支払う変更補償金の額が お一人様につき1,000円未満であるときは、当社は変更補償金を支払いません。
(3)当社は、各号の同意を得て金銭による変更補償金・損害賠償金の支払いに替え、これと相応の物品サービスの提供をもって補償を行うことがあります。

変更補償金の額=1件につき下記の率×旅行代金

変更補償金の支払いが必要となる変更	一件あたりの率(%)	
	旅行開始前	旅行開始後
1 契約書面に記載した旅行開始日又は旅行終了日の変更	1.5	3.0
2 契約書面に記載した入場する観光地又は観光施設(レストランを含みます。)その他旅行の目的地の変更	1.0	2.0
3 契約書面に記載した運送機関の等級又は設備のより低い料金のものへの変更(変更後の等級及び設備の料金の合計額が契約書面に記載した等級及び設備のそれを下回った場合に限ります。)	1.0	2.0
4 契約書面に記載した運送機関の種類又は会社名の変更	1.0	2.0
5 契約書面に記載した本邦内の旅行開始地たる空港又は旅行終了地たる空港の異なる便	1.0	2.0
6 契約書面に記載した本邦内と本邦外との間における直行便の乗継便又は経由便への変更	1.0	2.0
7 契約書面に記載した宿泊機関の種類又は名称の変更	1.0	2.0
8 契約書面に記載した宿泊機関の客室の種類、設備、乗観その他の客室の条件の変更	1.0	2.0
9 上記1～8に掲げる変更のうち募集パンフレット又は確定書面のツアータイトル中に記載があった事項の変更	2.5	5.0

注1: パンフレットの記載内容と確定書面の記載内容との間又は確定書面の記載内容と実際に提供された旅行サービスの内容との間に変更が生じたときは、それぞれの変更につき1件として取扱います。
注2: 9に掲げる変更については、1"8の料率を適用します。
注3: 1件とは、運送機関の場合1乗車船毎に、その他の旅行サービスの場合1該当事項毎に1件とします。
注4: 47日に掲げる変更が1乗車船又は1泊の中で複数生じた場合であっても、1乗車船又は1泊につき1変更として取扱います。
注5: 34に掲げる運送機関が宿泊設備の利用を伴う場合、1泊につき1件として取扱います。
注6: 4運送機関の会社名の変更、7宿泊機関の名称の変更については、運送・宿泊機関そのものの変更に伴うものに限ります。
注7: 4運送機関の会社名の変更については、等級又は設備のより高いものへの変更を伴う場合には適用しません。

24.海外危険情報について
渡航先によっては、「外務省海外危険情報」等、国・地域の渡航に関する情報が発出されている場合があります。お申込の際に参照いただける書面をお渡しいたしますまた、「外務省海外安全ホームページ:http://www.anzen.mofa.go.jp/」でご確認ください。

25.保険衛生について
渡航先の衛生状況については、「厚生労働省検疫感染症ホームページ:http://www.forth.go.jp/」でご確認ください。

26.海外旅行保険への加入について
ご旅行中、病気、傷害及び携帯品・多額の治療費、移送費等がかかることがあります。また、事故の場合、加害者への損害賠償請求や賠償金の回収が大変困難である場合があります。これらを担保するため、お客様ご自身で充分な額の海外旅行保険に加入されることをお勧めします。海外旅行保険については、お申込店の販売員にお問い合わせください。

27.個人情報の取扱い
(1)当社らは、旅行申込みの際に提出された申込書に記載された個人情報について、お客様との連絡のために利用させていただくほか、お客様がお申込いただいた旅行において旅行サービスの手配及びそれらのサービスの受領のための手続に必要な範囲内で利用させていただきます。その他、当社らは、
1.当社ら及び当社らの提携する企業の商品サービス、キャンペーンのご案内
2.旅行参加後のご意見やご感想の提供のお願い
3.アンケートのお願い
4.特典サービスの提供
5.統計資料の作成
にお客様の個人情報を利用させていただくことがあります。
(2)当社らは、当社らが保有するお客様個人データのうち、氏名、住所、電話番号又はメールアドレスなどのお客様への連絡にあたり必要となる最小限の範囲のものについて、当社らは利用させていただきます。なお、当社における個人情報取扱管理者の氏名については、株式会社全旅のホームページ(http://www.zenryo.co.jp)をご参照ください。
(3)当社は、旅行先でのお客様のお買い物等の便宜のため、当社の保有するお客様の個人データを土産物店に提供することがあります。この場合、お客様の氏名、パスポート番号及び搭乗される航空便名等に係る個人データを、予め電子的方式等で送付することにより提供いたします。なお、これらの事業者への個人データの提供の停止を希望される場合は、お申込店に当発前までにお申し出ください。

28.旅行条件・旅行代金の基準
本旅行条件の基準日と旅行代金の基準日については、パンフレットに明示した日となります。

29.その他
(1)お客様が個人的な案内・買物等を添乗員等に依頼された場合のそれに伴う諸費用、お客様の怪我、病気等の発生に伴う諸費用、お客様の不注意による荷物紛失・忘れ物回収に伴う諸費用、旅行中手配に要した諸費用が生じたときには、それらの費用はお客様にご負担いただきます。
(2)お客様のご便宜をはかるため土産物店にご案内することがありますが、お買い物に際しましては、お客様の責任で購入して下さい。また、お客様の交換や返品等のお手伝いはいたしかねます。免税店へ同行される場合でご購入品を必ず手荷物としてご用意いただき、その手続は、土産物店・空港等でご確認のうえ、お客様ご自身で行ってください。ワシントン条約や国内諸法令により日本への持込が禁止されている品物がございますので、ご購入には充分ご注意ください。
(3)当社は、いかなる場合も旅行の再実施はいたしません。
(4)ご乗車船券、旅行開始日以前を基準に満2才以上12才未満の方に適用いたします。幼児代金は旅行開始日以前を基準に、満2才未満で航空座席及び客室におけるベットを専用では使用しない方に適用します。
(5)当社が募集型企画旅行契約において旅行を管理する義務を負う範囲は、日本発着のものについては パンフレット表紙等に記載している発空港を出発(集合)してから、当該空港に帰着(解散)するまでとします。海外発着のものについては、同じく日程表等で案内した海外の集合場所に集合してから、海外での解散場所で解散するまでとします。
(6)日本国内の空港等から、本項(5)の発着空港までの区間を別途手配した場合は、特に記載のない限りこの部分は募集型企画旅行契約の範囲に含まれません。
(7)当社らの募集型企画旅行にご参加いただくことにより、航空会社のマイレージサービスを受けられる場合がありますが、同サービスに関わるお問い合わせ、登録等はお客様ご自身で直接お取扱航空会社へ行っていただきます。また、利用航空会社の変更により第19項(1)及び同23項(1)の責任を負いません。
(8)当社所定の申込書にお客様のローマ字氏名をご記入されると同時には、ご新宿や他の旅行に記載されていると思いますが、お客様の氏名が誤って記入されたり、記入されたお客様ご自身が変更、関係する機関への氏名訂正などが必要になりますこの場合、当社らは、お客様の交替の場合に準じて、第14項のお客様の交替手数料をいただきます。尚、運送・宿泊機関の事情により、氏名の訂正が認められず、旅行契約を解除いただく場合もあります。この場合には第15項の当社所定の取消料をいただきます。

《旅行企画・実施》
株式会社全旅
観光庁長官登録旅行業1585号
〒104-0061 東京都中央区銀座1-15-4 銀座一丁目ビル6F

ボンド保証会員
旅行業公正取引協議会会員

●お申込み、お問い合わせは…
〈受託販売〉

旅行業務取扱管理者とは、お客様の旅行を取り扱う営業所での取引きに関する責任者です。この旅行契約に関し、担当者からの説明にご不明な点がありましたら、ご遠慮なく上記の旅行業務取扱管理者にご質問下さい。

●海外旅行保険への加入について
安心してご旅行いただく為にも、ご旅行中のけが・病気や事故・盗難に備えて、海外旅行障害保険にご加入されることをおすすめいたします。